

**令和7年度 生徒支援・教育相談センター
会計年度任用職員(専門指導員) 採用試験募集案内**

(問い合わせ先)

鳥取県教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター

〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201番地(鳥取県教育センター内)

電話(0857)28-2322 <http://www.pref.tottori.lg.jp/shiensoudan/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年8月1日(金)～令和7年8月18日(月) 申込方法:受験の申込みに必要な書類を郵送又は持参により提出してください。 ・ 郵送による提出の場合は、生徒支援・教育相談センターに令和7年8月18日(月)必着です。 ・ 持参による提出の場合は、上記の受付期間中の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています(土、日及び祝日は閉庁日のため受け付けていません)。
試験日時	令和7年8月25日(月) 受 付 時 刻:午前9時30分から午前9時55分まで 試験開始時刻:午前10時
試験会場	鳥取県教育センター(鳥取市湖山町北5丁目201番地)
試験結果発表日	令和7年8月29日(金)午後1時(予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	配 属 先	採 用 予 定 者 数		主 な 職 務 内 容
会計年度 任用職員 (専門指導員)	鳥取県教育委員会事務局 生徒支援・教育相談センター (鳥取市湖山町北5-201)	週1日勤務	1名	・発達の遅れ、言葉の遅れ等が気になる子どもへの個別支援 ・保護者への子育て支援

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 教員免許状、養護教諭免許状、幼稚園教諭免許状、保育士資格のいずれかを有し、保育・教育現場において保育・指導・支援の経験があり、かつ発達の遅れ・言葉の遅れ等がある子どもへの個別支援についての理解及び基本的対応技術を有すること。
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
論文試験	100点	業務遂行上必要な知識、技能等を確認する小論文(約40分)
面接試験	100点	個別面接による人物についての口述試験(約15分)
計	200点	

5 任用期間(予定) 令和7年9月16日から令和8年3月31日まで

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(最長5年(令和12年3月31日まで))。

6 勤務条件(予定)

給 与	○報酬 日額 11,640円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。(以下の項目も同様) ○期末勤勉手当(任用期間が6月以上で、基準日(6月1日、12月1日)に在籍する場合) 期末手当:報酬の月額相当額の2.21月分(6月期:1.105月分、12月期:1.105月分) 勤勉手当:勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期:100分の30 12月期:100分の100) ○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。(駐車場料金は各自負担) ※週の勤務時間に応じて調整した額を支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 1日 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	週1日 午前8時30分から午後5時15分まで(うち休憩60分) ※勤務する曜日は、採用決定後相談により確定します。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(最長5年(令和12年3月31日まで))。

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改定又は給与改定があった場合はそれによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書・受験票(別紙様式1) (2) 【郵送での申込者のみ】受験票返信用封筒(110円切手を貼った宛先明記の定型長形3号(23cm×12cm))
申込先	鳥取県教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター 〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201番地(鳥取県教育センター内) 電話(0857)28-2322
受験票の交付	◎「持参」による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎「郵送」による申込者には、受験票を送付しますが、<u>令和7年8月21日(木)までに到着しない</u>ときは、上記申込先に問い合わせてください。

注意事項	(1) 封筒の表に赤字で「会計年度任用職員受験申込」と記入してください。 (2) 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 (3) 提出書類は、返却しません。
------	--

【申込書及び受験票の記載方法】

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) ※の「受験番号」欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。
- (3) 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話連絡をさせていただく場合がありますので、携帯電話等の番号も必ず記入してください。
- (4) 最終学歴欄には、高等学校、短期大学、大学、大学院以外に、専修学校、高等専門学校の場合も記入してください。

8 合格者の決定方法

論文試験、面接試験の得点を合計し、得点が最も高い者に決定します。なお、論文試験、面接試験の各得点が一定の基準に満たない場合は不合格とします。

9 採用候補者の発表

全ての受験者に郵送で合否を通知します。なお、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局生徒支援・教育相談センターのホームページに掲載します。

また、合格者の辞退等により欠員が生じた場合は、追加合格者を決定することがあり、当該合格者へは文書で通知します。

10 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へお越しください。その際、運転免許証等、写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者本人	試験の合否、総合得点及び順位	試験結果発表 日から1か月	鳥取県教育委員会事務局 生徒支援・教育相談センター

- (2) 希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(23cm×12cm)〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、受付時間内に試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際には、受験票を持参してください。
- (3) 鳥取県教育センター内は敷地内禁煙です。
- (4) 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県教育委員会事務局生徒支援・教育相談センターのホームページでお知らせします。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【鳥取県教育センターへの案内図】



【交通案内】

- 鳥取空港からタクシー 約5分
- JR「湖山駅」から徒歩15分
- JR「鳥取大学前駅」から徒歩15分、タクシー約5分
- JR「鳥取駅」から 日ノ丸バス「湖山・賀露」「相生 町・湖山・鳥大附属」行き 約30分(「湖山」又は「鳥商前」下車)徒歩5分
- 自家用車(敷地内に駐車場有)